

## 中世末期のヴァルド派

— 1430年のフライブルク・ヴァルド派裁判 —

神谷貴子

### はじめに

カタリ派と並んで中世二大異端の一つとされるヴァルド派は、1170年代リヨンの富裕な商人であったペトルス・ヴァルデスの宗教的回心によって始まったとされている。ヴァルデスはキリストの使徒たちに倣った「使徒的生活（ヴィタ＝アポストリカ）」<sup>1</sup>の理念を追求するため、二人の聖職者に聖書を民衆語に訳させ、自分の財産を貧者に施し、福音宣教に従事するようになった。平信徒である彼らの説教活動は聖職者の職位の横領とみなされ、1184年のヴェロナ公会議において、教階制に対する不従順な行いにより異端として断罪された。はじめ南フランスと北イタリアを中心に展開していた彼らの運動は、急速に大陸西ヨーロッパに広まり、13世紀初頭にはドイツでもその存在が確認される。しかし、やがて異端審問によってヴァルド派は壊滅的な打撃を受け、15世紀にはドイツでヴァルド派の姿はほとんど見られなくなった。フランスとイタリアの国境地帯であるサヴォイア公領のコツィエ・アルプスで活動していたヴァルド派は唯一宗教改革の時代まで生き延び、彼らは1532年のシャンフォラン教会会議“Synode” von Chanforanにおいてカルヴァン派の改革教会と同化する道を選んだ。それ以降彼らは迫害を受けながらも、プロテスタント諸国の援助によって、あるいはドイツなどに亡命し、現在に至るまで存続している。

ヴァルド派に関する研究は他の中世異端研究と同様にカトリックからの評価とプロテスタントからの評価が常に対立していた。カトリック側は個々の異端を可能な限り矮小化して捉え、正統性の貫徹を確証しようと試み、プロ

テスタント側は中世異端史を宗教改革前史とみなし、宗教改革への発展段階として扱ってきた。16 世紀のルター派神学者 M.F. イリリクスが『真理の証人録』*Catalogus testium veritatis* の中でヴァルド派を「宗教改革以前のプロテスタント」と賞賛して以来、プロテスタントにおいては、ヴァルド派はヤン・フスやジョン・ウィクリフと並んで宗教改革の先駆者であるという見解が 19 世紀まで続き、とりわけ中世のヴァルド派に関心が寄せられてきた<sup>2</sup>。19 世紀以降、それまでの神学的関心というよりも歴史学的関心のもと数多くの史料が発見され、史料からの批判的分析によってヴァルド派史の修正が試みられるようになった<sup>3</sup>。第二次世界大戦後には、ヘルベルト・グルントマンやラファエロ・モルゲンらの中近世における民衆宗教運動の研究によって、異端問題の背景にある、複雑な社会的事情や信仰の様態も考察されるようになり、異端運動は民衆宗教運動の一部として理解することが可能になった<sup>4</sup>。

これらのヴァルド派研究によって、中世ヴァルド派信仰の最大の特徴は、彼らの聖書主義にあったことが示された。ヴァルド派は聖書の神学的聖書解釈はほとんど行わず、聖書の言葉を暗記することに熱心であった。1184 年の破門以降、ヴァルド派は聖書主義に基づき、また、宣教過程において他の異端的諸宗派と接触し、一部は結合することによって短期間のうちに反教会性を帯びるようになる。彼らは教会の教階制、伝承、秘蹟、聖者・聖画像・聖遺物崇拜に反対の態度をとり、免罪、宣誓、暴力、十分の一税、軍役、死刑、煉獄を否定した。しかしながら、ヴァルド派は、統一的な組織を持たず、それゆえ教義において一致した見解を持つことはなかった。「労働」や「清貧」に関する解釈の違いから内部に不和が生じ、「聖餐」に関しては明確な答えを得ることはできなかった。時代が進むにつれ、彼らに対する迫害が激しさを増す中で、神学的議論を交わすことはもちろん、互いに集まり説教を聞くことさえ困難な状況に陥っていくのである。

このように中世のヴァルド派の姿は明らかになったものの、ヴァルド派は「宗教改革の先駆者」であるか否かという議論がなお絶えない中で、ヴァルド派と宗教改革を結ぶ、あるいは切り離すことになるかもしれない中世末期のヴァルド派の姿はいまだはっきりしていないのが現状である。ドイツのヴァル

ド派に関しては、中世異端史研究者のグルントマンが、ヴァルド派は宗教改革教会の「先駆者」あるいは「開拓者」ではなく、福音書の教えにだけ終始一貫して従った中世の分派であったと述べているが、彼の考察は12、13世紀が中心となっており、より宗教改革に近い中世末期のドイツのヴァルド派の考察は不十分であると言わざるを得ない<sup>5</sup>。また、アメデオ・モルナーはフス派とドイツのヴァルド派の連帯を強調し、その連帯ゆえにヴァルド派を「宗教改革の先駆者」と位置づけたが、はたして両派の間に具体的な関係があったかどうかは疑問である<sup>6</sup>。

本稿の目的は、その議論に立ち入る前提として、中世末期ドイツ最後のヴァルド派裁判と目される1430年のフライブルク・イン・エヒトラント（以下フライブルクとする）で行われたヴァルド派裁判を通して、中世末期の異端信仰がどのようなものであったかを再構築することである。この裁判は同時代の他の裁判に比べれば比較的史料も現存しており、裁判経過や審問条項などから中世末期のヴァルド派の姿を明らかにすることができる。史料としては1430年の裁判記録、同時代の収入役帳簿並びに1399年にフライブルクで行われたヴァルド派裁判の裁判記録の抜粋を用いる。この際、異端審問の記録は、時に事実に即した情報あるいは中立的な情報ではないことを念頭に置かなければならない。しかし、ヴァルド派を根絶させるために事実に沿う情報が集められたこともまた確かである。1399年と1430年の裁判は、時間的隔たりと判決結果に大きな相違があるものの、両方の裁判に連座した人々がいたという継続性や審問条項の類似性から、二つの裁判を完全に切り離すことはできず、この二つの裁判は互いを補完する関係にある。本稿では、1399年と1430年の裁判を概観し、その後二つのヴァルド派裁判から中世末期のヴァルド派信仰を詳しく検討する。

## 第I章 1399年のヴァルド派裁判

### I-1. 裁判の背景

1399年にフライブルクで行なわれたヴァルド裁判は、1389年から1401年にかけてドイツで広まった大規模なヴァルド派迫害の一環をなし、とりわけフラ

イブルクの裁判はこの迫害の最終期に行われた裁判の一つであった。この大迫害はマルティン・フォン・アンベルク、ペトルス・ツヴィッカー、ハインリヒ・アンガーマイアら 3 人の巡回異端審問官によってもたらされ、なかでもペトルス・ツヴィッカーはシュテッティンにおいて 400 人以上の異端を審理した。ドイツ北方の迫害が、この 3 人の異端審問官のイニシアティブに起因する一方、南ドイツでは彼らの強い反異端活動に促されて、町々が弾圧の主体となり、ヴァルド派訴追へと向かった。

さらにこの迫害には、1390 年ごろおよそ 20 人のヴァルド派使徒（ヴァルド派説教師）がカトリックに改宗したことも要因となっている。彼らの名前は記録され、彼らから得られた情報が迫害に利用された。改宗したヴァルド派使徒の中には、おそらくフライブルクのヴァルド派信奉者の名前が書いてあるアドレス帳のようなものを所持していたスイス地域出身のニコラウス・フォン・ゾロトゥルンの名前も見受けられる。

ヴァルド派使徒がセクトから離反した理由として、中世史家リチャード・キークヘファーは、ヴァルド派内部の不和を挙げている<sup>7</sup>。それを示す確かな証拠はないが、少なくともこの当時のヴァルド派は、異端審問という外側からの攻撃とヴァルド派使徒の離反という内側からの崩壊によって存亡の危機に瀕していたのである。

## I - 2. 裁判の内容

フライブルクにおける 1399 年のヴァルド派裁判はベルンから 2 種類のリスト、①ベルンのヴァルド派によって密告されたフライブルク市民 54 人の容疑者リスト<sup>8</sup>、②告訴条項（I - VI）と審問条項（1-15）のリスト<sup>9</sup>がもたらされたことによって始まった。ベルンでは同じく 1399 年にヴァルド派裁判が行なわれ、130 人以上の男女が裁判に連座していた。ベルンの裁判記録は失われており、その様子はコンラート・ユスティンガー（1438 年死去）の『ベルン年代記』のみからしか知ることができない<sup>10</sup>。フライブルクの裁判史料に関しては、裁判記録からの抜粋のみが伝承されているが、1430 年の裁判記録、フライブルクの収入役帳簿などによって、この裁判の内容を補うことが可能で

ある。それらの史料によると、裁判の経過は以下の通りである。

ベルンからもたらされたリストは、1399年11月28日以前、ベルンとフライブルクの境界にあたるヴェンネルヴィル村で、ベルンの高位の使節からフライブルクの同様な位の使節に手渡された。異端審問官フンベルト・フランコニス（ドミニコ会）とフランチェスコ会修道士ヴィルヘルム・フォン・ヴフレンスは、12月3日ローザヌ司教からの委任を確認し、その翌日、フライブルク市参事会の市庁舎の部屋で4つのグループに分けられた容疑者らに対する審問を開始した。

はじめに審問されたヤコブ（I.）フォン・プラローマンとフランキスクス・ブシリオンに関する記録は完全な形で裁判記録の抜粋に盛り込まれている<sup>11</sup>。彼らは審問条項をつきつけられた時、あらゆるヴァルド派信仰を否定した。そして他の容疑者もこの2人のように「別の表現であったとしても、同じ結論になるような類似する言葉で」<sup>12</sup> 審問に答えた。

3番目のグループには、容疑者リストに載っていなかった男性2人と女性1人が付け加えられている。フライブルクの裁判記録では「ベルンの人によって同様に異端の罪を着せられた」<sup>13</sup> という注釈が添えられたこの3人に関しては、ベルンからもたらされた異端審問において、フライブルクが唯一能動的に行動したことを示している。この3人、エルジナ・フォン・ウムブレヒツシュヴェンディと彼女の息子リヒャルドとイエクリヌスは他の容疑者と異なり、フライブルクの郊外地居住者であった。また、リヒャルド・フォン・ウムブレヒツシュヴェンディは後に名前をリヒャルド・フォン・マッゲンベルクと改め、1430年のヴァルド派裁判においても連座していたが、1430年の裁判の途中で脱獄し、逃亡した。

1399年の裁判では、容疑者全員がヴァルド派信仰を否定したため、異端審問官は、12月5日ベルンの市長と議会にベルンの裁判記録あるいは認証された写しを要求したが、12月7日に書簡でこの要求は拒否された。その結果、彼らにとって、欠席者を除いたすべての容疑者に無実の宣誓を許すことと、1399年12月23日無罪を言い渡すこと以外の道は残されていなかった。無実宣誓の際には、健康な者は彼らの宣誓補助者に付き添われ、市参事会の市庁舎

の部屋でおそらく順々に宣誓を行ない、病人ならびにフォン・ウムブレヒツシュヴェンディ家の 4 人は自宅で宣誓を行なった。最終判決には容疑者全員が再び召喚され、おそらく市参事会の市庁舎とフランチェスコ会修道院で判決が言い渡された。また、病人とフォン・ウムブレヒツシュヴェンディ家の人々はその際、代理人が出廷した。

1399 年の裁判は、欠席者を除く容疑者全員無罪というきわめてまれな結果となり、フライブルクのヴァルド派信奉者は 14 世紀末のヴァルド派迫害の数少ない「生き残り」となった。この無罪判決は、裁判が外からフライブルクに持ち込まれたこと、当時フライブルク市当局に十分な迫害意志が欠けていたことから説明される。2つのリストがすでに提示されていたため、この裁判では予審のプロセスが省略された。また、リストにはフライブルクのヴァルド派の中心的な役割を果たしたメルメット・フゴーの名前が記録されていない。これは、ベルンからもたらされたリストが完全ではなかったことを示している。メルメット・フゴーは 1405 年ごろから 1425 年ごろまでヴァルド派使徒を家に迎え入れ、とりわけ 1420 年ごろ、ヴァルド派の巡回説教者、そして後のフス派司教フリードリヒ・ライザーをフライブルクで宿泊させていた。フス派とヴァルド派を結びつける説教者を家に迎え入れていたメルメット・フゴーは、皮なめし工と商人という 2つの職業、そしてメルメット・フゴーとメルメット・フォン・マーリーという 2つの名前を持っていた。彼が 2つの職業と 2つの名前を持っていたこと、さらに 1416 年市民権を更新しなかったことは、なんらかの意図があったと考えられる<sup>14</sup>。

1399 年の裁判からはヴァルド派信仰の状況に関して、また、ヴァルド派使徒に関して、誰が彼らを受け入れ、どこでどのようにヴァルド派の秘密集會が行なわれたか、フライブルクのヴァルド派信奉者はいつから存在したのかについて知ることはできない。また、この裁判自体が連座した人々の社会的地位や 1430 年の裁判に大きな影響を残すこともなかった。ヴァルド派と疑われた人々の中にはフライブルクの有力な商会であるプラローマン&ボンヴィジンのメンバーも含まれていたが、彼らは経済活動のみならず、市政の重要な職に就き、フライブルクの都市貴族支配体制を支える側としてますます社会的地位

を高めていった。1430年の裁判においては、1399年と1430年の両裁判に連座した人々（男女10人ずつ）の継続性、1399年の裁判に関するたび重なる発言にもかかわらず、1399年の裁判が考慮されることは決してなかった。興味深いことに、マルガレータ・シュトゥーダーは「自発的に」「私は以前一度このセクトとこの悪い信仰について尋問されたことがございました。それは25年ほど前でした。」<sup>15</sup>と1399年の裁判について自白している。1399年にベルンのヴァルド派裁判で有罪判決を受けていたペーター・ザーガーも「あなたはかつてヴァルド派セクトの一員として疑われて尋問され、裁判所に出廷したことがありますか。」と質問された。彼は「ハイ」と答え、「私は以前ベルンでこのように尋問され、(異端の)十字のしるしを付けられました。」<sup>16</sup>と言った。1430年5月3日の審問で「あなたが十字のしるしを付けられてからどのくらいになりますか」と質問されたこと対して、ペーター・ザーガーは「およそ30年になります」<sup>17</sup>と答えた。それによって、ベルンにおいてもすでに一度ヴァルド派裁判が行なわれたことが人々に明らかになった。しかし、ベルンとフライブルクの裁判が同時期で互いに依存しあっていたことは知られていなかったようだ。このように、1399年の裁判に関する記憶は迫害者よりも迫害された者の側で堅持されていた。1399年の裁判記録からの抜粋は1430年には裁判所の手元になかったかもしれない。なぜなら1430年の裁判で、先に起こった裁判がいつ行なわれたのか、誰がその裁判に連座していたのかを裁判所側が把握していなかったからである。1399年の裁判はおそらくフライブルクの人々の記憶に刻み込まれておらず、1430年の裁判とは違って、被告とされた人々の個々の経歴にも都市の歴史にも大きな転機とはならなかったと考えられる。

## 第Ⅱ章 1430年のヴァルド派裁判の経過

### Ⅱ－1. 裁判の背景

1430年の裁判記録は豊富に伝承されており、その中には1429年8月10日の証言記録も含まれている。裁判は、1430年3月23日から6月30日まで行なわれたが、この間審理は継続的に行われたのではなく、三段階（3月23日～4月5日、4月23日～5月9日、6月20日～6月30日）に分けられた。この

裁判には 69 人（男性 41 人、女性 28 人）が連座し、12 人（男性 5 人、女性 7 人）が有罪判決を受けた。また、10 人（男性 8 人、女性 2 人）が異端放棄の宣誓を行ない、1 人の女性が無罪証明を受けた。

1430 年の裁判は、1399 年の裁判の背景となるヴァルド派大迫害によって引き起こされたのでもなく、1399 年の裁判自体が誘因となって起こったのではない。1420 年代、とりわけ 1422 年、フス派に対する措置を協議するため、帝国諸侯であったローザンヌ司教がニュルンベルクの帝国議会に召集されて以来、西スイスにもフス派に対する恐怖が広まり、フライブルクでもフス派に反対する説教が開始された。当時フライブルクのヴァルド派は、実際にはフス派と密接に関係していなかったが、フス派に対する恐怖によって広がった迫害がフライブルクのヴァルド派にまで及んだと想像される。

さらに、1420 年代にローザンヌのドミニコ会士ウルリヒ・ド・トレントゥが異端審問官として活動し始め、彼の在職期間の終わり（1440 年）まで、西スイスにおいて異端審問を常設の制度にしたことも 1430 年の裁判が起こった一つの要因である。

ウルリヒ・ド・トレントゥは 1419 年にローザンヌのドミニコ修道会の管区長として言及された後、1423 年以降異端審問官の職を遂行していた。彼は、1423/1424 年にはローザンヌで異端的説教をおこなったアウグスティノ修道士に対して、1428/1429 年にはウンターヴァリス（ジッテン教区）で魔女に対して異端審問裁判を行っている。そして、1429 年、初めてフライブルクへ呼ばれたが、このときはフライブルクの周辺地域、とりわけドイツ語圏地域と、ベルンと共同統治していたグラスブルクにおける魔女に対する異端審問を行うためであった。注意を引くのはイタ・シュトゥッキという女性が 1429 年フライブルクに連行され、その一年後ヴァルド派裁判において再び逮捕されたことである。1430 年 4 月 28 日、イタ・シュトゥッキは自動で人の助けなしに走る車を作ることができると述べていたと密告されたが、翌日その証言は撤回された。その結果、イタ・シュトゥッキはこの裁判で唯一無実の宣誓を許された。しかし、彼女は 1442 年に彼女の息子とともに魔女として処刑されている<sup>18</sup>。

1429 年の魔女に対する裁判と 1430 年のヴァルド派裁判には、ローザンヌの



司教代理ヨハネス・ド・コルプニスも陪席していた。1430年の裁判の第一段階においては、彼の名が異端審問官よりも先に記録されている。異端審問官ド・トレントゥは、1430年の裁判初日、フライブルクに到着しておらず、彼の修道兄弟であるドミニコ会士ヴィルヘルム・フォン・ヴフレンスが彼の代理を務めた。異端審問官がいつフライブルクに到着したかは定かではないが、彼は裁判に遅れたことで、裁判の第一段階の間、司教代理よりも優位に立てなかったようだ。

さらに、1430年の裁判には聖職者で異端審問の専門家とフライブルクの世俗の陪席者が出席していた。陪席者の構成は裁判の三段階を通して固定しておらず、裁判の第一段階に多数出席していた聖職者の専門家らは裁判が進むにつれて姿を消し、それと入れ替わるようにフライブルク在住の聖職者の陪席が見られるようになる。また、裁判の第三段階にはフライブルクの4つの区画の各フェナー（旗頭）が裁判に陪席するようになった。この裁判に対する司教と世俗の関与は、1430年の裁判が異端審問官の強力なイニシアティブのもとに行われたのではないことを示唆している。しかしながら、この裁判に司教と世俗がどの程度影響を及ぼしたのかは、裁判記録からはっきりと指し示すことはできない。

このように聖俗双方が陪席したヴァルド派裁判は、どのような経過をたどったのだろうか。ここでは三段階に分けて裁判の経過を概観する。

## II - 2. 第一段階（1430年3月23日～4月5日）

1430年の裁判の第一段階では、4人の女性、アングイラ・フォン・クリスタンスベルク、エルザ・トローガー、ベッチャ・ヴァーゼン、グレーダ・ニココメン・フォン・ブリュニスリートに終身禁固刑が、ヴィリ・フォン・クリスタンスベルク、コンラート・ヴァーゼンの男性2人に異端の十字のしるしを身につけること、ならびに祝日の行列に無帽・裸足で、6ペニヒのロウソクを灯して参加すること、前述の祝日のために断食するという有罪判決が下された。彼らは全員1399年の裁判には連座していない。ヴィリ・フォン・クリスタンスベルクはさらに500ポンドの贖罪金をフライブルク市に支払わなければなら

なかった。彼の贖罪金を肩代わりしたヴィリ・モスは 1399 年の裁判に連座し、1430 年の裁判でも密告されたが、彼に対する追及は行なわれなかった。おそらく彼が市政に影響力のある富裕な市民であったからである。エルザ・トローガーも 10 ポンドの贖罪金を支払ったが、これは 1435 年に肉屋のヘンスリ・シュトゥンキによって支払われた。彼はエルザの後見人のような役割を果たしていた。

有罪者に対する密告内容はいずれも ヴァルド派集会への参加に関してであった。彼らの審問から浮かび上がってくることは、ヴァルド派集会が誰の家で行われたか、誰がその集会に居合わせたのか、また、そこで何回ヴァルド派使徒に告解したのかということである。とりわけ、メルメット・フゴーとエルザ・トローガーの家は、たびたびヴァルド派使徒を迎え入れ、ヴァルド派集会を開いていた家として多くの審問で指摘されている。1430 年 3 月 27 日にはエルザ・トローガー自身も審問され、彼女は一度だけ自分の家でヴァルド派の集会を行なったと自白したが、事実と反する証言をしたとして拷問を受けた。その後彼女は数回ヴァルド派の集会に参加したこと、その集会は彼女の家で 2 回、義理の息子であるコンラート・ヴァーゼンの家で 1 回行われたことを自白し、さらに自分の娘ベッチャ・ヴァーゼンを密告しなければならなかった。ベッチャもまた、ヴァルド派信仰やヴァルド派使徒への告解を否定し、「ヴァルド派の教えは、10 年以上前に聞いたので思い出せない。」<sup>19</sup> としか証言しなかったため拷問を受けている。一方、コンラート・ヴァーゼンは、10 回ヴァルド派の集会に参加し、告解したことを包み隠さず自白した。彼の家でも 2 回ヴァルド派使徒を受け入れ、メルメット・フゴーの家での集会にも彼は数回参加していた。

1430 年のヴァルド派裁判では 10 人が異端放棄の宣誓をしたが、この段階では、5 人がその宣誓を許されている。そこでは異端への入信時期と集会参加の頻度、異端の使徒に告解した家、カトリックの司祭に異端信仰を告白し、罪の赦しを得た時期が報告された。このヴァルド派裁判の最も初めに審問されたアングイラ・プレヒラーも異端放棄の宣誓を許された。彼女は、1429 年 8 月 10 日、ディッケ・ズレーラ<sup>20</sup> によってヴァルド派集会への参加を密告されてい

た。アングイラ・ブレヒラーに関する裁判記録には、審問がフライブルクの市参事会の法廷の暖房のきいた部屋 *stupa domus iusticie Friburgi* で行われたと記録されている<sup>21</sup>。1430年の裁判に関して、審問はたいていの場合この場所で行なわれたようだ。3月23日の審問において、アングイラは1424年ごろにメルメット・フゴーの家で、また1425年ごろにエルザ・トローガーの家でヴァルド派の集会に参加したことを自白した。彼女は、1420年あるいは1421年ごろヴァルド派信仰を捨てたと主張し、「集会に参加したのは彼らが何をしているのかを見るためであった」<sup>22</sup>と理由付け、誰がその集会に参加したかを証言した。

アングイラ・ブレヒラーが異端放棄の宣誓を許されたのは、彼女がこの裁判の共犯証人として認められたからかもしれない。彼女はこの後もたびたび証人として、ヴァルド派セクトの秘密集会のこと、ヴァルド派セクトのメンバーのことを語っている。

彼女はまた、ヴァルド派使徒についても証言した。それによると、ヴァルド派使徒たちは商人のように灰色か濃い青色の服を着ており、キリスト教徒(!)に見つからないように小さなグループで行動し、少人数で秘密裏に集会を行っていたという<sup>23</sup>。ヴァルド派使徒が濃い青色の服を身につけていたことは、他の容疑者も言及しているが、裁判の第一段階だけでなく、この裁判全体を通して、ヴァルド派使徒に関するそれ以外の情報はごくわずかである。裁判の第二段階において異端放棄の宣誓を行なった2人の郊外地居住者が、およそ2年前ヴァルド派のセクトに入っていたこと、コルマンブッフ（フライブルクの西）にある彼らの家に使徒を受け入れたが、それ以来使徒と接触していないと報告した<sup>24</sup>。彼らの告白は、ヴァルド派使徒がフライブルク市の外でも受け入れられていたことに加え、コルマンブッフがフランス語圏であることから、言語境界を越えてヴァルド派使徒が活動していたことを示唆している。また、コンラート・ヴァーゼンはヴァルド派使徒がドイツやベーメンからやって来たこととロマンス語圏の国々にもヴァルド派信奉者がいることを知っていた。裁判の第一段階で有罪判決を受けたグレーダ・ニュコメン・フォン・ブリュニスリートはヴァルド派使徒との出会いについて「メルメット・フゴーの家で、ある部屋に通された時、そこには濃い青色の服を着た男が仕立て屋のように

布を持って座っており、その布の下には一冊の本がありました。彼は私にヴァルド派の信仰について語りました。』<sup>25</sup>と述べている。これらの証言からのみではヴァルド派使徒の具体的な宣教活動、宣教範囲、教義に関する見解は見えてこない。

### II - 3. 第二段階 (1430 年 4 月 23 日～5 月 9 日)

復活祭の祝祭によって中断された裁判は 1430 年 4 月 23 日に再開した。この段階で有罪判決を受けた人々は、マルガレータ・シュトゥーダー、アングイラ・ペロテット、ヨハネス・ベルトラント、ペーター・ザーガー、ならびにペリソナ・ビンドと彼女の夫ゲオルグである。

マルガレータ・シュトゥーダーとアングイラ・ペロテットは 1430 年 5 月 2 日に終身禁固刑と財産没収の判決を受けたが、決定的な自白は裁判の第一段階にあった。

1399 年の裁判に自分の兄弟姉妹とともに連座していたマルガレータは、1429 年、ディッケ・ズレーラによって、彼女と彼女の兄弟ハンゾがヴァルド派のセクトに属していると密告されていた。ハンゾはその密告を受けて、すでに裁判の第一段階において異端放棄の宣誓を行っていた。

マルガレータの兄弟で、フライブルク市の司祭であったヴィルヘルム・シュトゥーダーは 1425 年、さらに学問を修めるためという名目でフライブルクを離れていたが、ヴィルヘルムの妻 (!) であるベギン<sup>26</sup>のネーザは、ヴィルヘルムがフライブルクを離れた本当の理由は「彼の兄弟姉妹がヴァルド派のセクトをやめようとしなかったからだ。」<sup>27</sup>と 1430 年の裁判で証言した。また、ヴィルヘルムとネーザの娘アグネスも、マルガレータが「人々が言うほど、ヴァルド派は悪い人々ではない。」<sup>28</sup>と述べたことを証言した。さらに、1430 年 3 月 30 日、フライブルクのフランチェスコ会の司式長が、マルガレータ・シュトゥーダーが義理の姉妹にあたるネーザを異端のセクトへ導き入れようとしていたと証言した。ネーザは平信徒に告解することをひどく不快に感じたが、それに対してマルガレータは「不快に思うことはないわ。なぜならヴァルド派告解師は (キリストの) 使徒の地位にあるのだから。」<sup>29</sup>と述べたという。

司式長の密告と同じ日に、マルガレータ・シュトゥーダー自身も審問を受けた。彼女は自分が母親によってヴァルド派セクトに導き入れられたこと、ヴァルド派集会に参加したこと、1399年の裁判以降もヴァルド派使徒に告解したことを自白した。マルガレータは異端の過ちをアウグスティノ修道士に告解して以来セクトに属していないと語ったが、この告解は1430年の裁判が行なわれるわずか一年前のことであった。彼女の兄弟で司祭であったヴィルヘルムが、町を離れる前に、彼女にヴァルド派をやめるよう忠告したことも事実であった。しかし、彼女は彼にこう言った。「私は何か悪いことを信じたり行ったりしているのでしょうか？しかし、あなたがた、あなたがたは何をしているの？あなたがたは金や銀、大理石からできた像に祈っている。モーセがそれを禁じたにもかかわらず。」<sup>30</sup>この発言は聖者・聖画像崇敬批判を意味している。

1430年5月2日、ついにマルガレータ・シュトゥーダーは終身禁固刑と財産没収を言い渡された。彼女の財産没収に関しては、1436年ペーターマン・ボナルマによって一括して100ポンド支払われた。

フライブルクのヴァルド派の中心人物であったメルメット・フゴーの娘、アングイラ・ペロテットも、すでに裁判の第一段階において、ヨハネス・グレイエルツ司祭から死者の魂のために行なうミサを否定したことと、「恐るべきこと」<sup>31</sup>が書かれてある本（聖書）を所有していることで密告された。彼女の夫ヤクヴェートも、死者の霊がこの世に戻ってくるという聖職者の説教に対して反論したと隣人によって証言された。

1430年3月27日、アングイラは、死者の魂のためのミサを否定したのではなく、高利からの施しが何も役に立たないという説教を聞いたただけだと反論したものの、4月2日の審問において、およそ12年前、彼女の両親の家でセクトに導き入れられ、そこで3回告解したことを自白した。彼女は両親以外に誰がヴァルド派信仰をもっていたのかを知らないし、夫はとりわけ何も知らないと夫を弁護した。彼女自身もヴィルヘルム・シュトゥーダーに異端の罪を告解して以来、ヴァルド派信仰はもう持っていないと自らの弁護を試みたが、それは成功していない。1430年5月2日、アングイラ・ペロテットは終身禁固刑の有罪判決を受け、彼女の書物は押収された。しかし、ドイツ語に訳さ

れた聖書（福音書とパウロの書簡 *exposiciones evangeliorum et epistolarum beati Pauli*）のうち一冊は彼女がちょうどバーゼルの彼女の姉妹のところへ送っていたので押収されなかった。彼女の贖罪金に関しては分かっていない。

アングイラ・ペロテットの夫であるヤクヴェート・ペロテットは、1430年3月27日に審問を受けたが、説教者が嘘をついたと言ったかどうかを問われたただけであった。彼はヨハネス・グレイェルツの死んだ母親がヨハネスにミサを請うたという話がうそであると言ったのであって、聖職者の説教について言ったのではないと反論し、彼に対する審理はこの後暗黙の内に打ち切られた。これはおそらく彼が裕福な商人であって、拡大市参事会（*der Grosse Rat*）に議席を持っていたことに由来する。それに対して彼の妻には、とりわけ彼女がその都市におけるヴァルド派使徒の最も重要な受け入れ先であったメルメット・フゴーの娘であったため、酌量減輕の事由はなかった。

同じく裁判の第二段階で有罪判決を受けたヨハネス・ベルトラントはすでに裁判の第一段階において数回密告されていたが、裁判の第二段階において、メルメット・フゴーの家でヴァルド派使徒に告解したこと、さらにヴァルド派使徒を自分の家でも数回受け入れていたことを自白した。彼がヴァルド派から離反したと主張した時期は、彼の妻の証言から覆され、それによってヨハネス・ベルトラントは、1430年5月2日その年のすべての金曜日に断食と喜捨をすることならびに三大行列に無帽、裸足で参加するという判決を受け、病気であった彼の妻は異端信仰放棄の宣誓を許された。ヨハネス・ベルトラントは同じく5月に塩マイスターの職を罷免された。また、彼が1433年までに数回に分けて贖罪金45ポンドを支払ったことが市の収入役帳簿に記録されている<sup>32</sup>。

1430年4月30日にはこの裁判で唯一死刑判決を受けたペーター・ザーガー・フォン・リュエギスブルクが審問された。彼はフライブルクの出身者ではなく、フライブルクに家を所有していたものの市民権を得ていなかった。ペーター・ザーガーは、以前ベルンのヴァルド派裁判で有罪判決を受け、異端放棄の宣誓を行ったものの、その後再びセクトに戻り、告解を行っていた。それによって、彼は異端の再犯者として5月4日、ついに死刑判決を受けた<sup>33</sup>。

裁判の第2段階の最後、1430年5月9日に、ペリソナ・ビンドは異端の十

字を身につけること、聖霊降臨祭行列に参加すること、洗礼者ヨハネの祝日（6月24日）までの三度の金曜日に断食すること、さらに財産没収の刑を受け、彼女の夫ゲオルグはローザンヌへ巡礼をすること、聖霊降臨祭行列に裸足で参加すること、ならびに三度の金曜日に断食と喜捨をするという有罪判決を受けた。そして少なくとも100ポンドの贖罪金を支払っている。

ペリソナ・ビンドは1430年3月30日、彼女の隣人カタリーナ・ヨタによって密告された。カタリーナは1429年夏のある日曜の晩にペリソナと交わした会話について証言し、彼女が煉獄の存在を否定していると告発した。カタリーナの密告に加えて5月5日にはさらに4人の女性がペリソナを密告した。密告者らは、ペリソナが煉獄を信じていないこと、また、祝日に労働していると証言した。5月7日の審問において、ペリソナは1404年より少し前、義理の母親によってヴァルド派セクトへ導き入れられたことを自白し、さらに自宅でヴァルド派使徒に3、4回告解したことを自白した。彼女は彼女の家族全員、つまり彼女の夫ゲオルグ、ゲオルグの姉妹とその夫ヨハネス・ゲオルグ、その息子ハインツリとローレットを密告しなければならなかった。ペリソナと違って夫ゲオルグは一度も審問されなかったが、1430年5月9日判決宣告に直接召喚され、その召喚に簡単な自白が挿入されている<sup>34</sup>。

この段階では、1430年の裁判で脱獄し逃亡したリヒャルド・フォン・マッゲンベルクの妻も審問を受けた。彼が逃亡したのはおそらく1430年5月3日以前、つまりリヒャルドの妻ベルタが尋問される前のことであった。ベルタは、夫からミサへ行くことを許されず、祝日には奉公人とともに働くことを強要されていた。リヒャルドは裕福な大農家であったが、彼の先祖の死者追悼ミサに対する金を払っていなかった。そして、聖職者は既に非常に金持ちであり、貧者に施したほうがましであるという理由で、彼は四季の断食に微々たる額のみを寄付していた。1430年の裁判によって、彼の財産は結局フライブルク市に没収された<sup>35</sup>。

#### II - 4. 第三段階（1430年6月20日～30日）

裁判の第三段階ではもう有罪判決を受ける者はなかった。そのかわり、人々は

個人的な敵を陥れるために異端審問が利用できることを知り、密告が増加した。

この段階でまず問題となったのは金持ちの未亡人カタリーナ・ブシリオンのことである。彼女はすでに 1429 年 8 月 10 日、ディッケ・ズレーラによって、カタリーナ・ブシリオンと彼女の子供たちがヴァルド派のセクトの一員であったことと、彼女の息子の 1 人ハインツリが異端の信仰において、終油の秘蹟をしないうちに死去したことを密告された。また、ベギンのヨハネッタ・フォン・ムルテンもヴァルド派裁判が始まった直後の日曜日、3 月 26 日に、フライブルク市において多くの人々がヴァルド派のセクトの一員であること、「高貴な人々 *Vornehmen (maiores)*」の幾人かもそうであると述べた。その「高貴な人々」の中にカタリーナ・ブシリオンも含まれており、さらにヨハネッタは、ヴァルド派がカタリーナ・ブシリオンの家に集まり、彼女の家はヴァルド派使徒の受け入れ先だったと主張した。しかし 3 月の終わり、そのベギンは前言撤回を強いられた。それは、カタリーナ・ブシリオンがヴァルド派のセクトの一員で「ない」という確証からではなく、彼女が裕福な未亡人であったからだった。彼女以外にも、この裁判では町の有力者が多く密告されたが、ほとんどが密告されるにとどまっている。

1430 年 6 月 20 日、再びディッケ・ズレーラが、自分は息子をフランチェスコ修道会に送るためにカタリーナ・ブシリオンに助言と援助を頼んだが、カタリーナにそれを思いとどまるように言われたことを証言した。その際カタリーナは、修道院ではミサで読まれたようにとても多くの魂が地獄に落ちるという理由を挙げたという。

6 月 22 日に審問されたカタリーナ自身は、ズレーラが密告の際に公表しなかった話を利用し、見事に自分を弁護した。カタリーナは、ズレーラがすでに長男をフランチェスコ会修道院に送り、彼はそこで修練マイスターの体罰によって亡くなっていたので、次男をも修道会に送ろうとするズレーラを理解できなかったと語った。

カタリーナ・ブシリオンの場合、密告者だけでなく同調者もいた。これはとりわけカタリーナ・ブシリオンが裁判の第一段階と第三段階の間の期間を利用して、彼女自身の弁護を準備したことに帰する。カタリーナ・ブシリオンのかつての



女中アンナとイザベラは、密告者らの主張に反論し、カタリーナが熱心で正統なキリスト信徒であること、また、彼女がこの証言のために指図したり、報酬を支払ったことはなく、純粋な真実を述べることだけ指図したと力強く述べた。

この証言が功を奏したかどうかは別として、結局カタリーナ・ブシリオンは有罪判決を受けることはなかった。しかしながら、カタリーナ・ブシリオンがヴァルド派であった可能性は排除できない。なぜなら1439年に結ばれた契約によると、彼女が死者追悼ミサに寄進しなかったのは一度だけではなかったのである。彼女が金持ちの未亡人としてそのミサに、また大規模なミサにも寄進することができただろうにもかかわらず、彼女は寄進をしていなかった。カタリーナ・ブシリオンは彼女の女中たちの助けと自分自身の弁護によって、異端審問を切り抜けることができたのかもしれない。

6月21日には、既に裁判の第一段階において有罪判決を受けたコンラート・ヴァーゼンが3人の隣人によって再び密告された。彼らはコンラートの隣人であっただけでなく、職業仲間や代父であった。コンラートは、裁判の第一段階で有罪判決を受けた後、彼の居住区であったノイシュタット地区のフェナー、ヴィリ・モエイリに対して「フライブルクの市参事会員たちが聖職者たちに、ヴァルド派のセクトについて判断するという権限を与えたとき、彼らは大変愚かなことをした。」<sup>36</sup>と述べた。これは反教会的発言と受け取られた。さらに、彼は有罪判決を受けたことに対して改悛の情を示さず、隣人たちにも同様の発言をしたため裁判の第三段階で問題となる。隣人からの密告を受け、新たに審問されたコンラートは、彼の発言全てに対して釈明が求められ、拷問の適用もほめかされた。再犯者としての死刑判決を免れるために、彼にはもはや改悛の情を示すこと以外なかった。有罪判決は回避されたものの、彼はなおヶ月パンと水しか与えられない禁固を言い渡された。

裁判の最終日、1430年6月30日にヨハノット・パヴィリアルドが自分の妻アグネレータを密告した。彼は妻を家から追い出し、1430年3月半ば、彼女の嫁資を返還するよう市参事会から有罪判決を受けていた。このヴァルド派裁判で、彼は妻を追い出したことに対して納得するに足る理由を後付けしようとしたが、もっともそれは無駄であった。なぜなら裁判所が、「なぜあなたはあ

なたの奥さんを追い出したのですか」と彼を問い詰めたからである。同じ日に妻のアグネレータ・パヴィリアルドも審問されたが、結局彼女は有罪判決を受けなかった。なぜなら、さもないればかつて夫に下された市当局の判断が覆されることになっただろうからである。裁判の第三段階では、密告が増加し、裁判の最後にはついに密告制度を利用した夫婦問題までもが表出することになったのである<sup>37</sup>。

### 第Ⅲ章 ヴァルド派信仰

#### Ⅲ-1. 裁判経過からみるヴァルド派信仰の特徴

前章に示した裁判の経過から明らかになるヴァルド派信仰の特徴は、まず彼らの聖書主義である。アングイラ・ペロテットがドイツ語に訳された聖書を所有していたことは、中世末期のヴァルド派も聖書を所有し、聖書から教え学んでいたことの証拠である。彼女の夫ヤクヴェートは死者の魂がこの世に戻ってくるという説教について、「妻の所有している書物（聖書）には、死者の魂は決して戻ってこないと書いてあるので説教者はうそをついている。」<sup>38</sup>と聖書を根拠に否定した。ペリソナ・ビンドも祝日前の徹夜の祈りに関する会話の際にこう述べている。「徹夜の祈りなんてこないわ。私は聖書の中にそれを見つけなかったもの。」<sup>39</sup> これらの証言からもヴァルド派の聖書主義を見ることができる。

聖書主義の中でもとりわけヴァルド派信仰の中で最も重要だったのは煉獄の否定である。これは死者のためのミサの有効性の否定、死者の霊への信仰否定、また、贖罪手段としての聖者・聖画像崇敬を否定することにも結びついている。フライブルクのヴァルド派もまた煉獄の存在を否定し、人がもし死ねば、その魂はすぐに天国か地獄に行くため、あとからミサを施しても、魂の救済には無益であると考えていた。それは、ペリソナ・ビンドやカタリーナ・ブシリオンによる次のような証言からも明らかである。

ペリソナ・ビンドは隣人のカタリーナ・ヨタによって告発されたが、それによれば、ある夏の日曜日の晩に、煉獄にいる魂のための鐘が鳴った時、カタリーナは「この聖なる良き行い（兄弟団の活動）のために神にたたえあれ。この行いは煉獄にいる多くの魂にとても有益でしょう。」と言った。それに対し

てペリソナは、「あなたは煉獄があると信じているの？」とカタリーナに尋ねた。カタリーナが「確かにあると信じているわ。」と答えると、ペリソナはある司祭が、「神は三つの住まいしかおつくりにならなかった。つまりそれは天国とこの世と地獄である。」と語ったことを引き合いに出した。カタリーナはペリソナを非難してこう言った。「つまりあなたは、あなたが善であれば、天国に行き、もし悪であれば地獄に行かなければならないと信じているの？ 私は、自分はあまり良い人間ではないこと、そして私が死んだら私の魂は天国に行くことを知っている。しかし私は、魂が煉獄へ行き、私がここでできなかった贖罪をそこで完成させる神の慈悲を信じている。」<sup>40</sup>

次に鍛冶屋ヤコブ・ファーヴァーの妻グレーダによって告発されたカタリーナ・ブシリオンの事例である。グレーダはカタリーナ・ブシリオンの隣に住んでいる自分の姉妹の家に泊まった際、夜中に物音を聞いたと証言した。彼女の姉妹はこの物音をカタリーナ・ブシリオンの息子ハインツリが死んで以降しばしば聞くとグレーダに説明した。彼女らは、煉獄にいるハインツリが自らの魂のためのミサを要求するために、死者の霊として彼女の母親の家に戻ってきたことで物音がすると考え、カタリーナにこの物音がやむよう、彼女の息子の魂のために「何か良いこと」をするよう助言した。これに対してカタリーナは、息子はとても良いところかとても悪いところにおいて、彼はそこから戻ってくることはできないと答えた。さらに、彼女の家で夜中に物音がするというわさは、近くのアウグスティノ会隠修士修道院の司式長が、カタリーナが死んだ息子の魂のために義務を果たしておらず、それゆえカタリーナの家で時々大きな物音を聞くと、つまり彼女の家は幽霊屋敷であると攻撃したことから出たものであるとした。それに関してカタリーナは、彼女の隣人で聴罪神父、同様にアウグスティノ修道士で友人あるいは親戚であったヤコブ・ライフとカタリーナのもう1人の息子とともに司式長のところへ行き、抗議を行なっている。このようにカタリーナは、信仰の根本において煉獄の存在を否定したのである。

煉獄に関する信仰は、このようにこの裁判の最も中心的な問題であり、当時のカトリック教会が最も強調していた教義であった。1430年の裁判記録から、フライブルクでもたびたび煉獄に関する説教が行われていたことが分か

る。そして、その説教者は同時にヴァルド派裁判の陪席者でもあった。異端審問官の代理を務めたヴィルヘルム・フォン・ヴフレンスは 1429 年に「人は行ったあらゆる罪のために 7 年間煉獄にいななければならない」と説いている。ヤクヴェート・ペロテットは、神学教授マギスター・ベルトラント・ボルゴニオンが「死者の魂は神の許しによって、時々この世に戻ってくる」と説教したことについて発言し、それによってヴァルド派の容疑をかけられた<sup>41</sup>。この神学者はヴァルド派裁判が進行している間、8 週間のうちに 46 もの説教を行っている。人々は説教に敏感に反応し、それについて議論もしていた。そして、このような煉獄に関する説教が人々の間に宗教的会話をもたらし、密告に作用していたのである。

煉獄に関する信仰はカトリック教会の財政にとっても重要であった。1430 年の裁判でも、死者追悼ミサに寄進しなかったことがたびたび非難されている。とりわけ、カタリーナ・ブシリオンは死者追悼の義務を果たさなかったために、前述のように彼女の家は幽霊屋敷であるという迷信的な攻撃を聖職者の側から受けることになった。

また、ヴァルド派の使徒伝承に関する信仰（マルガレータ・シュトゥーダー）、祝日の労働（ペリソナ・ビンド、リヒャルド・フォン・マッゲンベルク）、反教會的発言（コンラート・ヴァーゼン、リヒャルド・フォン・マッゲンベルク、カタリーナ・ブシリオン）、ヴァルド派使徒への告解も裁判経過から分かるヴァルド派信仰の特徴である。

### Ⅲ－２．告訴・審問条項から見たヴァルド派の特徴

ヴァルド派信仰の内容を究明するにあたって、さらに二つの裁判における審問条項を検討してみよう。審問項目は、1399 年の裁判の場合、容疑者リストとともにバルンからもたらされた。一方、1430 年の裁判の場合、審問項目は 1430 年 3 月 23 日のアンゲイラ・プレヒラーに対する審問から作成された。はじめそれは、告訴条項と審問条項として区別できる 6 つの基礎的な条項と 15 の具体的な条項からなり、次に審問条項は 21 に増やされ、最終的に 22 条項になった。この 22 条項は内容から部分的に告訴条項も含んでいる。

1399年の6つの告訴条項は、フライブルク市において正統信仰から逸脱し、審問条項を信じた男女がいること、そしてそれを話したり、心に抱いていた人々がいること、彼らは洗礼を受けていたにもかかわらずそうであったことなどが述べられている。また、そのようなことは一般的に知られていること、審問条項は異端的であることが述べられている<sup>42</sup>。注目すべきことは、告訴条項においても審問条項においても、異端がヴァルド派であると言及されていないことである。

6つの告訴条項に加えて、以下の15の審問条項が続いている<sup>43</sup>。

- (1) 免罪の否定。
- (2) 教会の聖別と巡礼の否定。とりわけ聖母マリア巡礼地の否定。
- (3) 聖母マリアや他の聖人へのとりなしの祈りの否定。とりわけアヴェ・マリアの祈りの否定。
- (4) 奇跡や聖遺物の否定。
- (5) 特定の祝日に関する聖別の否定。
- (6) 煉獄の否定。
- (7) 死んだ(者の)魂の救いのために行われる寄進、祈り、ミサなどの否定。
- (8) (7) は聖職者らによって魂の救いのためではなく、物欲から作り出された。
- (9) 聖水の否定。それは許される罪を消すことはできないとした。
- (10) 我々の司祭に向かっての異端条項の告解の否定。
- (11) 聖別された土地への埋葬の否定。
- (12) 結婚における実りのない性生活の否定。
- (13) 大罪としてののろい(冒瀆)の否定。
- (14) 34歳以下のヴァルド派の司祭に対する聖別の否定。
- (15) 他のキリスト教徒による迫害の反対。

審問条項には中世のヴァルド派の特徴であった虚言や誓いの否定は欠けており、同じく中世ヴァルド派の特徴であった煉獄否定がこの審問条項の中心的な問題となっていた(条項6-8)。免罪や巡礼、聖人崇拜、とりわけマリア崇拜、聖水と聖別された土地の否定(条項1-5, 9, 11)も、贖罪の補助手段の拒否として、結局煉獄の否定と関連している。審問条項10と14はヴァルド派の告解とヴァルド派の司祭制に関係している。

次に 1430 年の審問条項（ヴィリ・フォン・クリスタンスベルクの場合）は以下の通りである<sup>44</sup>。

- (1) 異端の嫌疑。
- (2) 秘密集会への参加。「良い人々」と呼ばれるセクトの使徒たちの異端的説教。
- (3) (4) ヴァルド派が集まっていた家の指摘。
- (5) 煉獄の否定。
- (6) 聖母マリアと諸聖人の否定。
- (7) 免償を与えるカトリック教会の権能と正当性の否定。
- (8) 「良い人々」はキリストの使徒あるいは弟子の立場にあると信じていた。
- (9) アヴェ・マリアの祈りや諸聖人への祈りの否定。
- (10) 聖餐否定。
- (11) 死者のためのミサの否定。
- (12) 聖職者の富の否定。
- (13) 聖職者への支援の否定。
- (14) 彼らは結婚を「ごまかされた姦淫」(palliate fornicacio) とみなしていた。
- (15) 彼らは彼らのセクトの一員であるものだけが神に「知られて好まれて」おり、他の者は、「知られておらず、彼の恵みの外に立っている」と信じていた。
- (16) この世のすべての富は彼らのものであり、彼らのセクト外の人のものではないと信じていた。
- (17) 聖水否定。
- (18) 教皇、枢機卿、高位聖職者の否定。
- (19) 彼らが彼らのセクト以外の多くの人々を殺したなら、彼らは神に大きな好意を示したと本当に信じていた。
- (20) 「多くのほかの倒錯したこと、不健全で異端的なこと」に関する信仰。
- (21) これらはすべて真実で、明白で、明らかなことであった。
- (22) ならびに世間の噂と広められた考えの対象であった。

二つの裁判の審問条項を比較すると、1430 年の最初の 4 つと最後の 3 つの条項は、1399 年の最初の 6 つの告訴条項と類似した機能を持っていたようだ。それらを除くと、1430 年では煉獄の否定が信仰内容に関する条項の最も初めに来ている。それは 1399 年の裁判の 6 番目の審問条項に相当する。両裁判の

審問条項の類似点は他にも聖人崇敬の否定（条項6）、免償の否定（条項7）、アヴェ・マリアの祈りの否定（条項9）、死者の魂のためのミサと他の「救助策」の否定（条項11）、聖職者の富の否定（条項12）と聖職者への支援の否定（条項13）、聖水の否定（条項17）が挙げられる。ただし、1430年の裁判においては免償に関してローマ教会の免償執行に関する権限が疑問視されており、また、アヴェ・マリアの祈りではなく主の祈りと信仰告白が、聖水ではなく（悔い改めの）涙の水 Tränenwasser が推奨されている。結婚における性生活の潔白の否定に関しては、どちらの裁判でも容疑者に問われたが、1399年も1430年も尋問された者全員が否定した。二つの裁判の審問条項における相違点は条項8にある使徒伝承である。1430年の条項では、それはヴァルド派説教者に対して要求されており、1399年の条項14とは違ってヴァルド派司祭とは記されていない。また、聖餐の否定は1399年の告訴条項にはないが、それは1430年においても決して安定しておらず、説明が適切でないこともあつ

1430年の審問条項と1399年の審問条項の比較

1430年の条項	1399年の条項
条項 1 - 4, 20 - 22	条項 I - VI
条項 5 煉獄の否定	条項 6
条項 6 マリア崇拜、聖人崇拜否定	条項 3
条項 7 免償とそれを与える聖職者の権能の否定	条項 1
条項 8 使徒	(条項 14)
条項 9 アヴェ・マリアと諸聖人への祈りの否定	条項 3
条項 10 聖餐否定	
条項 11 死者のためのミサの否定	条項 7
条項 12 「聖職者」の富の否定	条項 8
条項 13 「聖職者」への支援の否定	条項 8
条項 14 結婚否定	条項 12
条項 15 セクトの自己理解	(条項 II, 15)
条項 16 セクトの自己理解	(条項 II, 15)
条項 17 聖水否定	条項 9
条項 18 教皇、枢機卿、高位聖職者否定	(条項 1)
条項 19 セクトの自己理解	条項 II, 15

た。セクトの自己理解、つまりヴァルド派の性格は 1430 年の条項 15、16、19 で述べられ、1399 年よりもより多く場所を取った。教皇、枢機脚、その他の高位聖職者の否定は、1430 年の方が 1399 年に比べて、教皇と司教、説教者もまたとりわけ免償の執行者として疑われたという点で、より一般化されたようだ。一方、1399 年の審問条項にのみ教会の祭りと巡礼の否定、奇跡と聖遺物の否定、祝日の聖別、墓地、のろいの否定が記されていた。ヴァルド派の告解もまた、2 番目の裁判を前にして存在していた事が知られていたにもかかわらず、1430 年において審問条項に採用されなかった。

1399 年と 1430 年の審問条項を比較すると、両裁判の審問条項は概ね一致していることが明らかになる。それは 1399 年の異端と 1430 年の異端の間の継続性を示している。さらに、フライブルクのヴァルド派裁判から明らかになるヴァルド派信仰は序章で示した中世のヴァルド派信仰とも一致している。この一致は、彼らの信仰の本質は中世末期まで変わることなく継承されていたことを意味している。彼らは依然聖書を唯一の規範とし、聖書を根拠にカトリックの教義を否定していた。

中世末期におけるヴァルド派に対する訴追の最も主要な点は煉獄の否定であった。これは死者のためのミサの否定、免償の否定、私腹を肥やす教会のヒエラルキーの否定に結びついている。マリア崇拜と聖人崇拜の否定はアヴェ・マリアの祈りと他の聖人に対する祈りの否定、巡礼、奇跡と聖遺物ならびにある程度の祝日の聖別の否定をもたらした。興味深いことに、それらの否定事項は秘蹟に準ずる教義に限定され、告解、聖餐、婚姻などの秘蹟に関しては手がつけられていないのである。

## おわりに

1399 年におけるフライブルクのヴァルド派裁判は、1389 年から 1401 年にドイツで広まった大規模なヴァルド派迫害の一環をなし、とりわけフライブルクの裁判はこの迫害の最終期に行われた。この裁判では容疑者 54 人全員がヴァルド派信仰を否定し、全員無罪というきわめてまれな結果に終わった。1399 年の裁判は、1430 年のヴァルド派裁判の証言からわかるように、フライブル



クの人々の文字的記憶には刻み込まれず、容疑者の経歴にも都市の歴史にも大きな転機とはならなかった。

1430年に行われたヴァルド派裁判は69人が連座し、12人が有罪となり、そのうち1人が死刑判決を受けた。この裁判が起こった要因は西スイスに広まったフス派への恐怖と常設された異端審問制度であった。この裁判では、ヴァルド派信仰に関する多くの証言がなされたが、裁判の第三段階になると、異端審問の密告制度は個人的な敵対者を陥れるための道具として用いられるまになった。

1430年の裁判経過ならびに審問条項からは、ヴァルド派の信仰の原点である「聖書主義」が中世末期のフライブルクのヴァルド派に至るまで継承されていたことが窺える。また、裁判ではヴァルド派の煉獄否定がとりわけ問題視されていた。それらは死者追悼ミサ、免償の否定などに結び付いていたが、これらの否定事項は秘蹟に準ずる教義に限定されていた。さらに、フス派との連帯によってヴァルド派を「宗教改革の先駆者」とした見解は、ヴァルド派史家アメデオ・モルナーが「フライブルクのヴァルド派はヴァルド派—フス派同盟の重要なグループである」と主張したのに反して、1430年の裁判経過と1399年と1430年の審問条項からはフライブルクのヴァルド派がフス派と関係していた具体的な事実は確認できなかった。また、彼らがフス派同等のグループとして非難された痕跡もない。それゆえ、「フライブルクのヴァルド派はフス派からかなり遠ざかっていた」というカトリーン・ウッツ・トレンプの見解は当を得ている<sup>45</sup>。フスがウィクリフから受けたようには、ヴァルド派から影響を受けていないのである。ヴァルド派の信仰は、確かに宗教改革の先駆者的ではあるが、彼らには中世のカトリック、封建体制を揺るがす要素が欠けていた。それは彼らの社会的・経済状況を見れば明らかである。ヴァルド派信奉者はフライブルクの経済、社会を支える側におり、彼らが社会的対立を生み出すことはなかった。彼らは確かに「聖書主義」を継承したヴァルド派であったが、カトリック教会や社会に対して改革的な抵抗を行うことはなかった。ヴァルド派の社会的考察については次稿に待ちたい。

注

- <sup>1</sup> この「使徒的生活」の理念を追求する動きはヴァルデスによって新たに始められたものではない。グレゴリウス改革の後を受けて、聖職者の腐敗墮落に対する反感が、はじめ修道士たちを使徒的生活の理想へ向かわせたが、彼らの説教活動によってこの理念は民衆の間にも広まった。
- <sup>2</sup> Vgl. Albert de Lange und Gerhard Schwinge (Hgg.): *Beiträge zur Waldensergeschichtsschreibung*, Ubstadt-Weiher, 2003, S.5.
- <sup>3</sup> 19 世紀以降のドイツにおけるヴァルド派研究については、Erich Wencker: *Die Waldenser in deutschsprachigen kirchengeschichtlichen Gesamtdarstellungen und Lexika des 18. und 19. Jahrhunderts*, in: *Beiträge zur Waldensergeschichtsschreibung*, Albert de Lange und Gerhard Schwinge (Hgg.), Ubstadt-Weiher, 2003, S.165-173 を参照。
- <sup>4</sup> 倉田雄次、中村賢二郎編：『異端運動の研究』京都大学人文科学研究所、1974 年、4-5 頁参照。
- <sup>5</sup> ヘルベルト・グルントマン著（今野國雄訳）：『中世異端史』創文社歴史学叢書、53-61 頁参照。
- <sup>6</sup> Vgl. Amedeo Molnár: *Die Waldenser- Geschichte und europäisches Ausmass einer Ketzerbewegung*, Göttingen, 1980, S.237-325.
- <sup>7</sup> Richard Kieckhefer: *Repression of heresy in medieval Germany*, Liverpool, 1979, p.58.
- <sup>8</sup> Kathrin Utz Tremp: *Quellen zur Geschichte der Waldenser von Freiburg im Üchtland (1399-1439)*, Hannover, 2000 (以下 Utz Tremp: *Quellen* と略記), S.588 (Anhang I Nr.2a).
- <sup>9</sup> Ebd., S.589-592 (Anhang I Nr.2b).
- <sup>10</sup> Kathrin Utz Tremp: *Die letzten deutschen Waldenser im Mittelalter? — Die Waldenser von Freiburg im Üchtland (Ende14./frühes 15. Jahrhundert)*, in: *Die Waldenser: Spuren einer europäischen Glaubensbewegung*, Günter Frank, Albert de Lange und Gerhard Schwinge (Hgg.), Bretten, 1999 (以下 Utz Tremp: *Die letzten deutschen Waldenser* と略記), S.71.
- <sup>11</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.597-607 (Anhang I Nr.3a).
- <sup>12</sup> Ebd., S.607 (Anhang I Nr.3a), S.610, S.614, S.617 (Anhang I Nr.3b, c und d), und S.619 (Anhang I Nr.3e).
- <sup>13</sup> Ebd., S.613 (Anhang I Nr.3c).
- <sup>14</sup> Utz Tremp: *Die letzten deutschen Waldenser*, S.74-75, *Quellen*, S.7, *Biographien*, S.169-179,.
- <sup>15</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.353 (Prozess 1430 Nr.31).
- <sup>16</sup> Ebd., S.390-391 (Prozess 1430 Nr.46).
- <sup>17</sup> Ebd., S.417 (Prozess 1430 Nr.56).
- <sup>18</sup> フライブルクの魔女裁判に関しては、Andreas Blauert: *Frühe Hexenverfolgungen:*

*Ketzer-, Zauberei-, und Hexenprozesse des 15. Jahrhunderts*, Hamburg, Junius, 1989, Kathrin Utz Tremp: Von der Häresie zur Hexerei. Waldenser- und Hexenverfolgungen im heutigen Kanton Freiburg (1399-1442), *Revue suisse d'histoire*. Vo.52, (2), 2002 を参照。

<sup>19</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.347 (Prozess 1430 Nr.27).

<sup>20</sup> ディッケ・ズレーラは、桶屋ウエリ・ヴィルツ（ズレーラ）の妻ベルタであると考えられる。彼女は1429年、アングイラ・ブレヒラーと、裁判の第二段階で有罪判決を受けたマルガレータ・シュトゥーダーとその兄弟たち、第三段階で問題となるカタリーナ・ブシリオンを密告した。Utz Tremp: *Quellen*, S.353 (Prozess 1430 Nr.16) を参照。彼らは全員同じ地区（アウ地区）に住んでいた。ズレーラはカタリーナ・ブシリオンについて裁判の第三段階で再び告発している（本稿Ⅱ-4を参照せよ）。

<sup>21</sup> Ebd., S.435 (Prozess 1430 Nr.67).

<sup>22</sup> Ebd., S.481 (Prozess 1430 Nr.82).

<sup>23</sup> Ebd., S.24.

<sup>24</sup> Ebd., S.28, S.512-514 (Prozess 1430 Nr.97)

<sup>25</sup> Ebd., S.494 (Prozess 1430 Nr.87).

<sup>26</sup> ベギンとは、12世紀にベルギーリエージュで創設された半俗修道会の修道女を指す。

<sup>27</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.305-306 (Prozess 1430 Nr.4).

<sup>28</sup> Ebd., S.307 (Prozess 1430 Nr.5).

<sup>29</sup> Ebd., S.303 (Prozess 1430 Nr.3).

<sup>30</sup> Ebd., S.355 (Prozess 1430 Nr.31).

<sup>31</sup> Ebd., S.442 (Prozess 1430 Nr.68).

<sup>32</sup> Ebd., S.380-389, S.478-479 (Prozess 1430 Nr.44, 45, 80), Utz Tremp: *Biographien*, S.41-45.

<sup>33</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.389-396, S.414-418 (Prozess 1430 Nr.46, 47, 56), *Biographien*, S.404-412.

<sup>34</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.408-409, S.412-414 (Prozess 1430 Nr.53, 55).

<sup>35</sup> Utz Tremp: *Biographien*, S.190-203.

<sup>36</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.532-534 (Prozess 1430 Nr.106).

<sup>37</sup> Kathrin Utz Tremp: Denunzianten und Sympathisanten: Städtische Nachbarschaften im Freiburger Waldenserprozess von 1430, in: Freiburger Geschichtsblätter, Bd. 78, 2001, S.15, 16.

<sup>38</sup> Ebd., S.308-309 (Prozess 1430 Nr.6).

<sup>39</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.378-379 (Prozess 1430 Nr.42).

<sup>40</sup> Utz Tremp: *Quellen*, S.334-335 (Prozess 1430 Nr.21).

<sup>41</sup> Kathrin Utz Tremp: Das Fegefeuer in Freiburg: Erste Annäherung an die Akten des Freiburger Waldenserprozesses von 1430, in: Freiburger Geschichtsblätter, Bd.67, 1990, S.7, 8.

- <sup>42</sup> Utz Treppe: *Quellen*, S.589-592 (Anhang I Nr.2b).  
<sup>43</sup> Ebd.  
<sup>44</sup> Ebd., S.449-453 (Prozess 1430 Nr.72).  
<sup>45</sup> Utz Treppe: Die letzten deutschen Waldenser, S.78, 79.